

大総務第41号
令和3年7月13日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第7条第1項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪国際交流センターによる令和2年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市経済戦略局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第5条第2号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第7条第4項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和2年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際交流センター	所管所属名	経済戦略局
-----	-----------------	-------	-------

中期目標	中期目標期間
	令和2年12月1日～令和6年3月31日

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	当期経常減少額			
	目標値	R2目標	R3目標	R4目標	
		7,000千円	—	—	
	実績値	H30実績	R1実績	R2実績	目標達成率
		22,989千円	12,718千円	-7千円	100%
	中期計画に対する進捗状況	ア 「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」	※R3以降は、指標を「自主事業の財源となる資産の残額」に変更		

外郭団体の自己評価	当該事業年度の達成状況について
	新型コロナウイルス感染症の影響により、①外国人相談窓口の交付金事業に特別予算が拡充されたが、相談窓口全体の人員配置を工夫することで人件費を節減できたことに加え、②受託事業についても、実施内容の見直しによる経費の減少や、新規受託が獲得できたことにより、結果として正味財産を減らすことなく目標を達成することができた。
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について
	R2については、上記の理由により目標を達成することができたが、R3以降については、自主事業の実施のためには自主財源の取崩しが必須であり、引き続き、助成金の獲得等に努め目標の達成をめざす。

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	経常減少額を700万円以内に収める目標は令和2年度では十分達成した。これは財団の経営努力は認めるものの、コロナによるイベント全面中止などの異常事態による影響の方が大きく、通常の収支ではない。大阪市外郭団体故の自主事業に代表されるように、当財団の事業は半ば行政の事業という面もあり、構造的に採算がまず採れないものが多い。
	この事業構造がそのまま継続するなら、現在は特定目的積立金を取り崩して財源を確保しているが、これもあと数年で枯渇し、以後はそれ以外の積立金を順次取り崩して財源を確保せざるを得ず、非常に不健全である。
	なお、正味財産残高とその年々の減少額を比較すると後数年で当財団の資金が無くなることはないので、財団の継続性の財務諸表注記は必要ないが、やはり非常に不健全である。
	当財団は行政の補完としての性質も併せ持つので、地域住民には唯一無二の必要不可欠な団体である。それ故、当財団は存続させる意義があり、その為の各種補助の獲得、自主事業のうち行政として必要な事業については、交付金事業または受託事業への変換、更なる経営努力等が必要であり、課題は非常に多いと考える。

市の審査	指標の達成状況	審査結果
	a: 指標全部達成 b: 指標一部未達成 c: 指標全部未達成	令和2年度は目標を大きく上回り達成したが、専門家の評価にもある通り、楽観的な見込はできない。よって、目標達成の評価とともに次年度以降の取組を明記した外郭団体の自己評価は妥当である。

当該事業年度の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価
	対象事業活動である、多文化共生に資する自主事業の実施にかかる財源確保の観点から、令和2年度決算で当期経常増減が増の結果であったことは評価できる。ただし専門家の評価にもある通り、積立金の取り崩しのみを財源として頼ることは不健全であり、自己評価にも記載の通り、助成金の獲得等、さらなる経営努力が望まれる。
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）